

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 41 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 41 年 3 月

私は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、妻とともに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時、私たちが居住していた A 町（現在は、B 市）C 地区の隣保班では、すべての公的料金納付の取扱いは当番幹事（1 年交代）が行っていた。当然、私の国民年金保険料は妻の分と一緒に払ったはずであり、私の分のみ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合わせて 9 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と一緒に納付したとする申立人の妻についても、申立期間を含めて 60 歳に達するまでの国民年金加入期間について国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているとともに、B 市を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 2 月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、国民年金保険料を基本的に一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が未納である場合に社会保険庁において作成することとされている特殊台帳が保管されておらず、行政側の記録管理が適切に行われていない可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から40年10月まで
② 昭和41年5月から43年1月まで

私は、A市に在住していた昭和43年2月に、納付組織の年金委員から「国民年金に任意加入すべき。」との説明を受けたので、国民年金に加入して国民年金保険料を納め始めた。また、その当時、さかのぼって国民年金に加入するのが良いとの説明も受けたので、金額は憶^{おぼ}えていないが、さかのぼって国民年金保険料を納めた。さかのぼって納めた国民年金保険料の領収書はもう無いが、国民年金保険料を納付したことを示す領収印を押した福祉協議会の国民年金手帳預かり証を保管している。

社会保険事務所の記録では、私の国民年金被保険者の資格取得日は昭和43年2月23日とされているが、この日は最初に交付を受けた国民年金手帳の発行日であり、同手帳には35年10月1日が国民年金資格取得日と記載されている。国民年金保険料の領収書は昭和42年度分からしか保管していないが、厚生年金保険被保険者資格を喪失した39年までさかのぼって国民年金保険料を納めたと思う。

また、社会保険事務所は、私が昭和43年2月23日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことになっており、任意加入被保険者はさかのぼって国民年金保険料を納めることはできないので、資格取得日以前にさかのぼって納めた国民年金保険料を私に返金したと説明しているが、返金されていない。返金されていないものまで返金していると言われ、納付した国民年金保険料が現在受給している年金支給額に反映されていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 2 月 23 日に払い出されており、当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金加入手続の際に、任意加入被保険者として加入申出日をもって資格取得とされるべきところ、強制加入被保険者として 35 年 10 月までさかのぼって資格を取得していることが、同日に B 県が発行した申立人の所持する国民年金手帳により確認でき、誤った事務処理がなされたものと認められる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人は強制加入被保険者とされていたことから、申立期間②のうち昭和 42 年 4 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、さかのぼって現年度納付することができたものと考えられ、申立人の国民年金手帳の昭和 42 年度検認記録欄に納付したことを示す「43. 4. 1」の A 市の検認印が押されていること、及び納付組織である福祉協議会が申立人に交付した「国民年金領収書(仮)国民年金手帳預かり証」に年金委員の領収印が押されていることにより、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、その後、申立人の国民年金被保険者資格の取得が昭和 43 年 2 月 23 日に任意加入したことに訂正されていることが確認できるが、42 年 4 月から 43 年 1 月までの期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められないことから、長期間にわたり収納されていたものとするのが相当である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間②のうち昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付以外の方法では納付することができず、また、納付組織を通じて納付することもできなかったものと考えられることから、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立内容は不自然である。

加えて、申立期間①及び②のうち昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月まで

私は、平成元年 7 月 20 日ごろ、夏季のボーナスから申立期間の国民年金保険料 10 万円余を一括納付した。申立期間が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している平成元年 7 月時点では、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料額とほぼ一致している上、申立人は、平成元年 7 月に夏季のボーナスの支給を受けたとしており、当時勤務していた会社の標準報酬月額を考慮すると、ボーナスで納付することが可能な金額であったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和 63 年 10 月ごろ、A 市役所から、巡回年金相談を自宅近くの公民館で行う旨の通知が来たが、仕事で行けなかったと供述しているところ、同市では、同年 10 月 26 日に申立人の居住地近くの B 公民館で年金相談を行っていることが確認できるとともに、申立人は、申立人と同様に申立期間が未納となっていた申立人の夫の保険料は納付せず、申立人の保険料だけを納付したと供述しているところ、申立人の夫には、申立期間の保険料が納付された記録がないなど、申立人の供述内容は当時の状況と照らし合わせても不合理な点は無い。

加えて、申立人は、申立期間の直前まで 14 年以上国民年金保険料を納付し、このうち 9 年間は付加保険料も併せて納付するなど国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を、51年3月に還付しているとの回答であるが、受け取った記憶は無い。

申立期間②については、ねんきん特別便を受け取り確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。昭和50年12月にすべての保険料未納月の保険料納付書を作成してもらい納付を行ったはずなのに、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

申立期間③については、保険料納付に関して未納にならないように心掛けていたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の特殊台帳及びA町の国民年金被保険者名簿により、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を51年3月に還付されていることが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は46年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①のうち、国民年金の強制適用期間となる同年9月は保険料を還付すべき月には当たらず、当該月に係る還付手続は不適切な事務処理であったと認められる。

また、申立期間③については、3か月と短期間であるとともに、前後の期間の保険料は欠けることなく現年度納付されている上、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付するなど、納付意識の高さが

うかがえることから、申立期間③の保険料を納付したとするのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 46 年 4 月から同年 8 月までの期間については、厚生年金保険に加入していた期間であるため還付処理されたことが、還付時期及び還付額とともに明確に記載されており、この記載内容に不自然な点は見られず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が特例納付及び過年度納付を行った昭和 50 年 12 月 17 日時点では、特例納付によって納付できる期間は、48 年 3 月以前の保険料未納期間とされていること、及び過年度納付によって納付できる期間は同年 10 月以降であることから、申立期間②については、制度上、特例納付によっても過年度によっても納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 9 月及び申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

若いころから、老後の糧と思い、国民年金保険料を納付してきた。自営業を営んでおり、経済的にも余裕があったので、国民年金基金にも加入していた。保険料も年度内には必ず納付し、年度を超えて納付したことはないし、社会保険事務所などから督促を受けたこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、昭和 48 年 1 月以降、当該申立期間を除き、未納とされている期間は無いことから、申立期間についても定時にあるいはさかのぼって国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、国民年金保険料の納付記録のある昭和 42 年度から 45 年度について、申立人が所持する年金手帳の検認印欄に「“特”による検認済み」の印が押された上、A 市役所の職員が国民年金印紙検認台帳を切り取っていることが確認できるが、申立期間の 46 年度については、そのどちらも確認できず、国民年金保険料の納付方法に変更があったことを示す事情も見当たらないことから、前年度に引き続き国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録から、昭和 46 年 4 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入し、申立期間①直後の 48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を、50 年 4 月に過年度納付していることが確認できることから、同時点で、申立期間①についても、保険料を納付する意

思はあったと考えられるものの、国民年金の任意加入期間であることから、納付することができなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私は専業主婦で国民年金に加入する必要はなかったが、将来のことを考えて、昭和 41 年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を定期的に納付してきた。

申立期間前後については、家庭の事情もあり、国民年金保険料の納付が遅れていた可能性はあるが、年金は大事なものであるとの考えは常に持っており、保険料を未納とした憶え^{おぼ}はない。

ぜひ正しい納付記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所の記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間直前の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間、及び申立期間直後の同年 7 月から 62 年 10 月までの期間に係る国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、国民年金保険料の未納を解消しようとする申立人の納付意識がうかがわれるところ、申立人が申立期間のみ未納のままにしておくことは考え難い。

さらに、申立人は、「娘が居住するB市（現在は、C市）に行った折に、D駅近くのデパートにある郵便局で、納付書を用いて申立期間を含む期間の国民年金保険料を納付した。」としており、その主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 48 年 10 月に夫と共に A 市 B 区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していたので、夫が納付済みで私だけが 3 か月の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立期間直前の昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料は納付済みであり、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 10 月 30 日にその夫と連番で払い出されたことが確認でき、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張していること、及び申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料の納付記録は納付済みであることから判断すると、申立人が申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月12日に、資格喪失日に係る記録を47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月12日から47年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、B社に勤務していた昭和29年1月から60年4月までの期間のうち、同社C支店であるA社に勤務していた46年4月12日から47年4月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務しており、未加入であることは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録、申立人が申立事業所の直前に勤務していた同社D支店が保管している同事業所に係る申立人の資格喪失理由欄に「転勤」と記載された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、雇用保険の被保険者記録、同僚の供述、及び申立人から提出されたE商工会議所が昭和49年11月23日に発行した20年間の永年勤続の表彰状から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和46年4月12日にB社D支店からA社に異動し、47年4月1日に同社からB社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立事業所への転勤直前に勤務していたB社D支店に係る社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、本社であるB社は不明としているが、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年4月から47年3月までの期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社C支社における資格取得日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月2日から同年5月26日まで

昭和48年9月25日からB社に勤務し、51年5月1日に関連会社であるA社へ11か月間出向した。その後出向を解かれて52年4月1日からB社C支社での勤務となっており、このことは当時の社員台帳に記載されておりであるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社から提出された「社員台帳（労働者名簿）」から、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和52年4月1日に出向先であるA社からB社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和52年5月のB社C支社における資格取得時の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が、申立人に係る同社C支社における資格取得日を昭和52年5月26日と記載した「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）」を保管していることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 47 年 12 月 1 日であると認められることから、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 47 年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、同年 4 月から同年 6 月までは 6 万 8,000 円、同年 7 月から同年 11 月までは 8 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 30 日から 48 年 1 月まで

A社に勤務していたが、昭和 48 年 1 月まで給料を受け取っていた。提出している給与明細書どおり厚生年金保険料を控除されており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び申立人が提出した給与支払明細書により、申立人は、昭和 48 年 1 月 20 日に離職するまでA社に継続して勤務していることが認められるものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、47 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は昭和 47 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされているが、申立人が被保険者資格を喪失した後の同年 7 月に標準報酬月額の改定及び同年 10 月に標準報酬月額の定時決定の記録が確認できるとともに、同様に同年 10 月までに標準報酬月額の定時決定又は改定の記録が確認できる者が、申立人以外に 14 人確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人を含む同僚 26 人の資格喪失日に係る処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である昭和 47 年 4 月 30 日から約 8 か月後の同年 12 月 26 日に行われていることが確認できるところ、このうち、23 人については、同年 4 月 30 日から同年 12

月 26 日までの間の日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年 4 月 30 日にさかのぼって訂正されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 48 年 1 月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書から当該事業所において継続勤務していたことは認められるものの、当該給与支払明細書からは厚生年金保険料控除が確認できないことから、当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 47 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の給与支払明細書における保険料控除の事実から確認できる同年 12 月 1 日であると認められる。

なお、昭和 47 年 4 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る記録から、同年 4 月から同年 6 月までは 6 万 8,000 円、同年 7 月から同年 11 月までは 8 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年10月1日まで

昭和38年にA社に入社して以来、平成12年1月に定年退職するまで一度も退社していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した「職歴証明書」及びD健康保険組合が提出した「適用台帳」の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にA社E支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月21日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和40年4月20日付けでA社から同社C支店に異動した際の加入記録の一部が漏れていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び事業主が保管する人事台帳（職歴の記載を含む。）並びに申立人が提出したA社の社報などから、申立人が継続して同社に勤務し（昭和40年5月1日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年3月のA社における社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届に誤りがあったことを認めている上、事業主が保管する人事台帳には、昭和40年4月20日にA社から同社C支店への異動が発令された記録とともに、同年5月1日に同支店に着任した旨の記録があり、また、この発令日である同年4月20日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日の翌日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

昭和32年4月1日から49年3月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、最後の1か月分の加入記録が漏れていた。

厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録並びに申立人が提出した退職手当金支給明細書及び給与明細書等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社C支社で勤務していた昭和25年4月から同年11月までの期間について加入記録が無い。

会社が発行した職歴証明書から勤務していたことは明らかであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の人事カード、D社が作成した職歴証明書、E健康保険組合が昭和59年3月15日に交付した健康保険被保険者証の写し及び同期入社と同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社C支社に社員として勤務していたことが認められる。

また、B社から、「特定の一部の社員のみを厚生年金保険の被保険者資格を取得させないという処理をすることはなかった。」との回答を得ており、さらに、社会保険事務所の記録によれば、同期入社複数の同僚が昭和25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社F案内所及び同社G案内所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿による、

同年齢の同期入社と同僚 3 人の標準報酬月額の変遷から、3,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月2日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社本社から同社C支店に異動した際の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、継続して勤務していることを供述してくれる同僚もおり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の在籍証明書及び従業員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年11月2日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

長男が生まれた昭和 39 年ごろ、町内会長の勧めで A 市（現在は、A 市 B 区）の C 高校の前のあたりにあった A 市 D 事務所に行き、近所に住んでいた数人と加入手続をした記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長男が生まれたころに、近所の住人と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 47 年 6 月 16 日に申立人の前妻と連番で払い出されることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、i) 申立人は申立期間直後の昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、申立人の前妻は同年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を第 1 回特例納付により納付していること、ii) 申立人及びその前妻は 45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を同年 6 月に過年度納付していること、iii) 47 年 4 月及び同年 5 月の保険料を現年度納付していることが確認でき、これらを踏まえると、申立人及びその前妻は 47 年当時、国民年金に未加入であったため、第 1 回特例納付の実施を契機に国民年金受給の要件である 25 年の加入期間を得るために必要な保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 6 年と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の前妻は既に他界しており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付

していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から38年9月まで

私は夫に勧められ、昭和36年ごろ、おそらくは現在のA市B区役所で国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間当時のおおよその保険料月額を記憶しており、生活が苦しかった時期もあるが、自分で現在の同市B区役所又は同市の集金人に期限内に納めたと思う。当時のことはよく憶えていないが、保険料を納め始めてからの途中の期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入状況、保険料の納付方法に係る記憶が曖昧であり、申立人が納付したと主張する申立期間に係る国民年金保険料月額は、当時の国民年金保険料月額と相違している上、A市において国民年金推進員（集金人）による訪問集金が開始されたのは、申立期間直後の昭和38年10月からである。

また、申立期間は21か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から53年3月まで

私は、独身時代は国民年金には未加入だったが、昭和45年10月の結婚を契機に国民年金に加入し、約19か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は全期間国民年金保険料を納付している。

国民年金加入手続及び保険料納付に関しては、その当時の町婦人会会長にお世話になり、その後も昭和51年7月ごろまで、集金でお世話になっていた。その後は、A信用金庫B支店の職員が集金に来ていたが、昭和59年後期からは現在のC銀行D支店の口座振替にした。

父、母、夫は納付になっているのに、私だけが申立期間の国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年11月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、44年4月から51年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、51年10月から53年3月までの期間については過年度納付となり、集金人への納付ができない期間である。

また、申立人及び国民年金保険料を同時に納めていた夫の申立期間に係る国民年金保険料納付状況の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から53年3月まで

申立期間当時、父親が会社を経営しており、私はそこで働いていた。両親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し保険料を納付していた。私の国民年金についても、父親が加入手続きを行い、保険料を納付した。

私は、申立期間当時、国民年金の加入等に関与していないので、国民年金の加入及び保険料の納付状況は分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月24日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち39年3月から50年3月まで期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、平成5年9月10日に、昭和52年6月1日の資格取得日が36年4月1日にさかのぼって変更されていること、及び当該変更までは、申立期間のうち39年3月から52年5月までの期間は国民年金の未加入期間とされていたことが確認でき、当該未加入期間の国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の弟は、20歳に達した昭和39年*月から42年12月までの期間に申立人及び申立人の父親と同居しているが、47年6月12日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けるまでは国民年金に未加入であり、申立人の元妻についても、申立期間のうち39年3月から46年3月までの期間、及び50年7月から53年3月までの期間に国民年金保険料の未納期間があることが確認でき、このほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 5 月までの期間及び 51 年 3 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 5 月まで
② 昭和 51 年 3 月から 54 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月に A 社を退職後、自営で B 社を立ち上げる 57 年 9 月より前に、国民年金保険料を集金する自宅近くに住む女性に相談して、私と妻の夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付した。その時に領収書もらった記憶はあるが、紛失してしまった。国民年金保険料の未納期間について相談して納付したので保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月より前に国民年金保険料が未納とされていた期間の夫婦二人分の保険料を集金に来ていた女性にまとめて納付したと申し立てているところ、申立人の妻については、C 市 D 区役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、第 3 回特例納付（附則第 4 条）の実施期間中の 55 年 6 月 30 日に 42 年 4 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料が特例納付（昭和 42 年 12 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間と重複のため平成 12 年 4 月 7 日に還付）されていること、及び同月に 53 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる。

また、同被保険者名簿には、「55.8.8 本人 T E L し附 4 条一部納付の為期間不足になっている旨通知。残金を納付するよう説明」等、申立人の妻の国民年金保険料未納期間に対する納付の督促状況が記載されていること、及び第 3 回特例納付の実施期間後の昭和 55 年 9 月 29 日に 36 年 4 月から 41 年 11 月までの期間の国民年金保険料が特例納付されていることが確認でき、当該納付

により、申立人の妻が 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付した場合の保険料納付済期間が 300 か月になり、国民年金の受給資格（300 か月）が得られることになることから、申立人が申立人の妻の国民年金の受給資格を取得する範囲内で妻のみの国民年金保険料の特例納付を行ったものと考えられる。

さらに、昭和 55 年 9 月 29 日に特例納付した申立人の妻の国民年金保険料額は、申立人が納付したとする国民年金保険料額とおおむね一致していることから、申立人がまとめて納付したと主張する国民年金保険料は、申立人の妻の国民年金保険料と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 47 年末から 48 年初めのころと思うが、A 市の広報により、国民年金制度が始まった時からの国民年金保険料未納者がまとめて納付した場合には、最初から納付したことになるということを知り、私の妻が、私の国民年金への加入手続をするとともに未納であった 20 歳以降の国民年金保険料については農業協同組合支所の預金から引き出したお金をまとめて集金人に渡して納付した。

記憶している引出金額は、昨年、社会保険事務所で申立期間の保険料を納付するのに必要な金額として聞いた金額に比べると少ないが、必要な金額の一部を引き出したからだと思う。申立期間当時の私の月収は 6 万円程度であった。

特例納付制度等について、知人や役所に相談したことは無く、私の妻は、国民年金保険料の集金を担当していた人に自宅で加入手続や保険料の納付を依頼し、保険料相当額を集金人に渡したと記憶しており、もし別のところで納付したとすれば、A 市 B 支所以外にないとも述べている。

私の納付記録は未納期間があるのに、昭和 45 年 11 月に結婚した妻は完納となっているのは不自然で、納付したのは間違いなく、到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 5 月に払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立人の妻が自宅にお

いて集金人に一括納付するか又は市役所支所において納付したと供述しているものの、申立期間の国民年金保険料を一括して納付するためには、第2回又は第3回の特例納付の実施時期に納付することになるが、申立期間当時、A市には嘱託職員による集金制度は無く、納付組織による国民年金加入手続や特例納付での国民年金保険料の収納も行っていなかったことが確認できるとともに、同市では職員による特例納付の国民年金保険料の収納は行っておらず、市役所本庁内及び支所内には金融機関、郵便局等の納付窓口は無かったことが確認され、申立内容とは一致しない。

さらに、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の妻が、納付に必要な金額を引き出したとする預金記録は確認できない上、現金を渡したとする集金人は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

私は、申立期間当時はプロの競技選手として全国を転戦していたので、国民年金保険料は私の姉に預け、定期的に集金に来ていた隣組長に納めてもらっていた。検認印が押された手帳を受け取っていたが、現在は同手帳を持っていない。

隣組長の勧めで国民年金へ加入したが、加入手続、申立期間の保険料額についての記憶は定かでない。

収入は充分にあったので、故意に国民年金保険料を未納にする筈^{はず}はなく申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人前後の同手帳記号番号の任意加入被保険者に係る社会保険庁の加入記録により、昭和 42 年 1 月前後に払い出されたものと推認され、当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳により、申立期間後の昭和 40 年 2 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料は、42 年 2 月に過年度納付されていることが確認でき、申立人は、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時期において、過年度納付が可能な国民年金保険料を含めて保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

さらに、申立人自身は、国民年金への加入経緯について記憶が明確でない上、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立人に係る国民年金保険料

の納付を行ったとする申立人の姉は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の姉が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から43年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に私が納付していたので、回答に納得できない。夫の国民年金保険料は納付済みの記録で、私の納付記録が確認できないとは到底考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間に係る保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は明確でなく、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、社会保険事務所が昭和44年12月1日に発行した「国民年金手帳再交付申請に係る保険料納付状況証明書」を所持しており、それによれば、申立期間のうち、昭和36年度から41年度までの期間について、36年度の9か月を除き未納であったことが確認できる。

さらに、A市が保管する戸籍謄本及びその附票から、申立人は、申立期間直前の昭和36年12月に結婚しB市（現在は、B市C区）Dに住所変更していることが確認できるが、申立人が所持している年金手帳に、43年9月19日付けで結婚後の姓、住所を変更した記載があり、変更後の住所は、結婚直後の住所ではなく、40年8月から平成元年7月まで居住していた「B市E」であることから、申立人は申立期間において当該手帳を持っていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しており、社会保険庁の記録により、申立人の夫の国民年金保険料が

申立人と結婚する以前の昭和 36 年 5 月から申立期間にわたって納付されていることは確認できるが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者記号番号の払出時期からみて、43 年 7 月ごろに払い出されたと推認でき、申立人の夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情が見当たらないことを踏まえると、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は、45 年 7 月以降の特例納付実施期間にさかのぼって納付されたと推認でき、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成元年 1 月から 2 年 11 月までの期間及び 4 年 4 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月まで
② 平成元年 1 月から 2 年 11 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①について申請免除の記録が確認できないこと、また、申立期間②について保険料納付が確認できないこと、さらに、申立期間③について保険料の納付が確認できず申請免除の記録であるとの回答をもらった。

厚生年金保険の第 4 種被保険者の資格喪失後 2 年を経過する直前の昭和 63 年 12 月に、知人から国民年金保険料の納付義務があることを聞いたので、長女と共に A 市 B 区役所に納付のため出向いた。その際、同区役所職員の案内で、申立期間①の最初の 12 か月（昭和 61 年 12 月から 62 年 11 月までの期間）について免除申請手続をし、1 年後の平成元年 12 月に申立期間①の残りの 13 か月（昭和 62 年 12 月から 63 年 12 月までの期間）の期間について免除申請手続をした。

申立期間②及び③について、同区役所から自宅に郵送されてきた納付書に現金を添えて、同じ郵便局で 6 年間にわたって毎月継続して納付した。

申立期間すべてについてははっきりとした記憶があり、また同区役所職員の案内に基づき手続をしたので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 12 月に A 市 B 区役所で、61 年

12月から62年11月までの12か月の期間の国民年金保険料納付の免除申請手続きを行い、翌年の平成元年12月に昭和62年12月から63年12月までの13か月の期間について免除申請手続きを行ったと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無い上、国民年金制度において申請免除手続きはさかのぼって申請することはできないこと、及び当該申請手続きは年度ごとに行うこととされていることから、申立期間の国民年金保険料納付が免除されるためには、昭和61年度、62年度及び63年度の3回、免除申請手続きを行うことが必要であることからみて、申立内容は国民年金制度で定められている手続きと矛盾しており、このほか申立人が申立期間①の免除申請手続きを行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、平成元年1月から毎月、同じ郵便局で納付書に現金を添えて納付したと主張しているが、申請免除が受理された5年1月22日直後の同年1月29日から6年4月22日までの各月、2年12月から4年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、この時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間となっている。

さらに、申立期間③について、申立人は、平成元年1月から6年間継続して毎月、同じ郵便局で納付書に現金を添えて納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が申立期間③に係る免除申請手続きを4年5月17日と5年5月27日の2回行ったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①について免除申請をしていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の当該保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。しかし、昭和36年から平成4年までの当該保険料については、妻が銀行で納付していた記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間のうち昭和42年4月から44年3月までの検認欄に国民年金保険料を納付したとする検認印が無く、当該保険料を納付した事実は確認できない。

また、申立人は、妻が申立期間の当該保険料を銀行で納付した記憶があると主張しているが、申立人の妻は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である上、A市は金融機関における国民年金保険料の収納業務を昭和48年4月から開始していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、銀行等の金融機関で納付できなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が昭和41年12月1日に連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち39年4月から同年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻についても、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間を含む昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料は未納となっている。

このほか、申立人は銀行で国民年金保険料を納付した領収証書（平成3年5月9日付け）を保管しているが、納付期間や納付金額等の記載内容が確認できず、同領収証書の発行日からみて、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料納付を裏付けるものとは考え難い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。国民年金の加入手続は父親が行い、その後は父親が毎月私の国民年金保険料を納めてくれていた。
調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間のうち36年4月から40年6月までの保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金保険料の検認記録では、昭和42年度の検認日付は昭和42年10月25日とされており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と同一の時期であることから、この時期に国民年金の加入手続及び初回の保険料納付が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 26 日から 45 年 5 月 12 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、当該事業所は昭和 49 年 12 月に解散しており、事業主の所在は不明であることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料を得ることができない。

また、申立人が名前を記憶している同僚 3 人についても、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、連絡が取れた同僚から聴取しても厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月末から37年3月末まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B事業所に採用されて、同事業所のC店長として勤務していた期間の加入記録が確認できなかった。社会保険には加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚3人の名字を挙げているとともに、事業主が経営する事業所の当時の店舗数について、申立人の供述と、上記同僚3人のうちの同僚一人の親族で、現在D市で事業所を営んでいる者の供述が一致することなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、上記被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿及び同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、同僚として8人の氏名又は名字を挙げているが、上記のとおり、上記被保険者名簿では、申立期間当時の被保険者記録が確認できる者は3人のみである上、申立人は専業従業員として10数人の従業員がいたと供述しているところ、申立人が入社したとする昭和36年3月1日時点及び退職したとする37年3月31日時点の当該事業所の被保険者数は、それぞれ4人と5人であるため、当該事業所においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、事業主の税務申告に携わっていた税理士事務所の事務員は、事業主が税務申告の対象としていた事業所は本部のある事業所1店舗だけであり、申告対象の従業員も3人だけである旨を供述していることから、事業主は、事業所の各店に所属する専業従業員を厚生年金保険に加入させていない可能性が認められる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 12 月 1 日から 20 年 10 月 10 日まで

旧制中学を卒業し、進学^{おぼ}の準備を進めていたが、戦争中であり、A社B製作所(C社を経て、現在は、D社)に就職が決まった。仕事の内容は、ほとんど設計であり、警戒警報発令の避難の合間に仕事をしていたことを記憶している。当時は給料をもらっても使うところもなく、いくらかを小遣いにして、給与明細書を入れて袋ごと母親に渡していた。給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたことをはっきり憶えている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の所在地、勤務期間、入社時間、退社時間、仕事の内容等を日記に記入しており、勤務先の所在地、名称についても同僚の供述等と一致することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B製作所に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の名前は確認できない上、イロハ順で作成された上記被保険者名簿の「イ」の欄では、昭和 19 年 7 月 1 日以降の同年中に被保険者資格を取得している者は無く、申立期間終期の 20 年 10 月までに取得している者は女性一人(昭和 20 年 5 月 11 日取得)しか確認できない。

また、承継会社であるD社からは、「当時の記録、就業規則は保存されていない。」との回答が、また、C社からは、「当時の記録はすべてD社に移管し

たため、当時の記録は保存されていない。」との回答が得られており、E健康保険組合及びF健康保険組合からも、当時の記録は保存されていないとの回答が得られている。

さらに、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚から聴取したところ、そのころはほとんどの従業員が徴用工で、新しく入社してくる者はほとんどいなかった等の供述は得られたが、申立人を記憶している者はおらず、厚生年金保険の適用に関する供述も得られなかった。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から35年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、財団法人A会が運営していたと思われるB診療所において技師として、常時4人程度のグループで巡回検査業務に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張している財団法人A会C支部（現在は、D財団）からは、申立期間において申立人が勤務していたと主張しているE市F区において診療所を運営していた実績は無いとの回答を得ており、申立期間当時同市同区において診療所を運営していたG病院（現在は、H病院）からは、診療所の所在地が異なり、申立人が提出した写真に写っている「B診療所」の看板は掲げていなかったとの回答を得ている上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、申立人は、上記のとおり、「B診療所」と記載された看板を背景に撮影した写真を所持していること、同診療所の責任者であったと記憶する医師の名字が社会保険事務所が保管するI診療所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている責任者の名字と一致していること、診療所所在地に係る申立人の記憶と同名簿記載の診療所所在地に係る記録がほぼ符合すること、同診療所において被保険者期間を有する同僚から申立人が従事していたと主張

している巡回検診業務が同診療所の事業活動として一時的に行われていた旨の供述が得られていることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同診療所に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する I 診療所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同診療所の運営主体である J 病院（現在は、K 病院）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立人が名前を挙げた同僚 3 人の記録も確認できない。一方、両名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、K 病院からは、「I 診療所から J 病院に異動するなど、何らかの形で当院に在籍していた職員については昭和 23 年の当院開設当時の職員名簿にその氏名が記載されているが、申立人の氏名は確認できない。ただし、I 診療所のみ在籍していた職員の氏名が記載されているかは明らかではなく、申立ての事実を確認できない。」との回答が得られている。

さらに、当時の事業主は死亡しており、申立人が名前を挙げた同僚も名字だけであるため特定できず、I 診療所及び J 病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚から聴取しても、申立人を記憶している旨の供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 8 月まで
② 昭和 51 年 3 月から 52 年 9 月まで
③ 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたが、同社では、主に運転手として、本店、支店で、材料の追加、商品などの運搬、回収等の仕事に従事し、勤務時間は朝7時から19時までで、休日を除いて毎日、勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和48年9月21日に被保険者資格取得、51年3月6日同喪失、52年10月7日同再取得、53年10月1日同再喪失、54年4月1日同再々取得、57年1月31日同再々喪失と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②及び③内にその直前の被保険者期間に係る健康保険証の返納記録が確認できる。

また、すべての申立期間に係る雇用保険被保険者記録が確認できず、同記録が確認できる期間と申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録はほぼ符合する。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡し、申立人が名前を挙げ、聴取できた同僚は申立人が勤務していたこと以外は記憶していないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実

について確認することができない。

加えて、元役員一人及び同僚3人からの供述により、申立人が既に入社していたと主張している申立期間①においては見習い期間であった可能性が考えられる上、元役員からは、「申立人は、申立事業所において入退社を繰り返し、継続して勤務していなかった。」との供述が得られている。

このほか、申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月から 36 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、父の世話で2年間以上勤務していたA社（社会保険事務所の記録では、申立期間当時はB社）の被保険者記録が無いとの回答があった。同社では親類が責任者をしており、勤務しているときに職場で右手中指と薬指を挟まれて骨折して2か月くらい入院したことがあり、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、申立人は申立期間当時の仕事内容等を具体的に記憶しており、同社の健康保険厚生年金保険加入記録等を引き継いだC社D支店が、申立期間に係る申立人の在籍証明書を発行していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C社D支店では、同支店保管の「厚生年金資格取得綴（S31. 2～51. 3 E部）（社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を編綴した冊子）」に申立人の名前は確認できない上、申立期間当時、申立人のように現場で働いていた従業員は、常備社員と厚生年金保険に加入していない日雇従業員がいた旨を回答しており、同支店が提出したC社発刊の

「C社七十五年史」では、申立期間当時、「現場で働く従業員は、役付作業員は常備^{じょうよう}としていたが、その他の従業員は日雇作業員で充足していた。」旨の記述が確認できる。

さらに、被保険者名簿から名前が確認できた、申立期間当時申立人と同じA社E部に勤務していた同僚二人から聴取したところ、申立人に係る記憶は無く、いずれも同社には試験を受けて入社した旨を供述しており、そのうちの一人及び当時の同社D支店で勤務していた同僚3人は、現場で働いていた従業員はほとんどが日雇いであった旨を供述していることから、当時、同社の現場においては、厚生年金保険に加入していない日雇作業員が多数働いていた事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月31日から24年11月11日まで

私は、A公団B支所C出張所に昭和22年12月31日から24年11月10日まで勤務した。同事業所で働いていた職員は、所長(D)、同僚(E)、同僚(F)及び私を含めて、全員で4人だった。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、当該事業所の職員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G地方裁判所の求めに応じてA公団清算事務所が発行した前歴再照会回答書によれば、申立人が同公団B支所C出張所職員として昭和22年12月31日から24年11月10日まで勤務したことが確認できるものの、社会保険事務所が保管する同公団B支所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、申立人の名前を確認することができず、被保険者の整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該被保険者名簿で確認できる同僚に係る厚生年金保険の資格取得日は、昭和25年2月1日と記載されており、当該同僚が所持する個人の手帳に記録していた入職日(昭和23年4月1日)よりも22か月後であることが確認できることから、申立期間当時、当該事業主は、入職後の一定期間において、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがえる。

さらに、A公団は昭和25年8月1日に廃止され、26年7月31日に清算終了となっており、当時の賃金台帳等による給与からの事業主による厚生年金保

険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 42 年 9 月 20 日に国の A 局（現在は、B 社）に臨時補充員として採用され、同年 12 月 1 日に事務員として採用されるまでの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を受けた。
臨時補充員として勤務していた申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録表により、申立人が昭和 42 年 9 月 20 日から同年 11 月 30 日までの期間、国の A 局に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する国の A 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない上、同名簿によると、申立期間を含む昭和 42 年 1 月 14 日から 58 年 2 月 1 日までの間、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者は認められない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B 社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管していない上、申立人は当時の同僚等の名前について記憶が無いとしているほか、当時の同僚等からも申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する供述は得られず、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月まで
③ 平成元年 2 月から 3 年 3 月まで
④ 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで
⑤ 平成 4 年 4 月から 5 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）、C社、D社（現在は、E社）、F社及びG社に勤務していた申立期間①から⑤に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容及び申立人が挙げたB社の事業主の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によれば、平成3年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所の事業主は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立期間当時は個人経営であったので、厚生年金保険の適用手続は行っていない。」と回答している上、このほか供述を得られる申立人の同僚がいないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間①のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間、国民年金保険料を納付していることを確認することができる。

- 2 申立期間②について、申立人の申立内容及びC社における同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人が作業員として短い期間勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用に関しては分からない。」、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間当時から作業員には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険を適用していない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

- 3 申立期間③について、申立人の申立内容及びE社の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立期間当時から現在まで個人経営であり、厚生年金保険の適用手続は行っていない。」と回答している上、このほかに申立人の同僚から供述を得ることはできない。

さらに、申立期間④に係るF社から提出された申立人の労働者名簿により、申立人が申立期間③のうち、平成 2 年 11 月 19 日以降は同事業所に勤務していたことを確認することができる。

なお、申立人は、申立期間③のうち、平成 2 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間、国民年金第 3 号被保険者の特例の届出を行っていることを確認することができる。

- 4 申立期間④について、F社が提出した申立人の労働者名簿により、申立人が申立期間を含む平成 2 年 11 月 19 日から 4 年 7 月までの期間、同事業所に勤務していたことを確認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、申立期間④における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所では、「労働者名簿により、申立人が勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険の適用については分からない。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた同僚は、「厚生年金保険の適用を受けるのは常時雇用の従業員のみであり、申立人は厚生年金保険の適用を受けない勤務形態であったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

5 申立期間⑤について、申立人の申立内容及びG社における同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間②に係るC社では、「G社は個人経営の事業所であったが、事業主は既に死亡し廃業している。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、G社は厚生年金保険の適用を受けている事業所ではなかったため、私自身は国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、申立期間④に係るF社から提出された申立人の労働者名簿により、申立人が申立期間⑤のうち、平成4年4月から同年7月までの期間、同事業所に勤務していたことを確認することができる。

加えて、H市役所の記録によれば、申立人は申立期間⑤のうち、平成4年7月28日から5年5月1日までの期間、同市において国民健康保険に加入していることを確認することができる。

6 公共職業安定所の記録によれば、申立期間①から⑤までのすべての期間について、申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人はこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 41 年まで
② 昭和 56 年 7 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A社B支社において、営業担当として昭和 39 年ごろから約 2 年間勤務していた。

また、申立期間②については、亡夫が代表で営んでいたC社において、事務員として勤務しており、退職後に雇用保険を受給したことを記憶している。

両申立期間において厚生年金保険料が控除された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の同事業所における人事記録を保存しているA社D支社に照会したところ、「申立期間当時の『厚生年金台帳』及び『登録原簿（採用月日及び退職月日の記録等）』を確認したが、申立人に係る記録は見当たらない。」と回答している上、同社B支社に勤務していた従業員は、「申立人に係る記憶は無く、当時、入社から3か月の研修中は試用期間であり、正社員になった後も営業成績の基準を満たせないと退職していた。」と供述している。

なお、申立人が申立期間後に勤務していたと供述しているE社の人事記録

によれば、申立人は、昭和 41 年 6 月に同事業所に入社し、同年 9 月 1 日に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、当該事業所の雇用保険の適用事業所としての記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に聴取したところ、「昭和 56 年 7 月、私が代表取締役社長として、私の自宅を事業所所在地にして、社会保険の加入手続を行った。私の勤務期間において、申立人の夫は運転手として勤務していたが、申立人が勤務していた記憶は無い。」と回答している。

加えて、法人登記簿によると、申立人の夫は、昭和 57 年 10 月 25 日に当該事業所の代表取締役社長に就任していることが確認できるものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年 9 月 2 日以降、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 58 年 10 月 1 日までの厚生年金保険被保険者は、申立人の夫のみであることが確認できる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 10 日から 38 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「当時の社会保険関係資料は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。短期雇用の者以外の正社員については、厚生年金保険の加入手続を行っていた。申立人については配送担当として一時的に働いていたように記憶している。」と回答している上、申立事業所に勤務していた申立人の同僚6人に聴取したところ、うち一人は、「申立人は短期間配送担当として勤務していたが、厚生年金保険の適用については分からない。」、一人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」、残りの4人は、「申立人に係

る記憶は無いが、短期雇用の者は厚生年金保険に加入していなかった。申立人の名前を思い出せないのは短期雇用であったからではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では、雇用形態によって厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 19 日から 46 年 11 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 19 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①において勤務していたA医院、及び申立期間②において勤務していたB医院における被保険者記録が無いとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容及びA医院の回答から判断すると、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば昭和 46 年 11 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、健康保険の整理番号に記録されている申立人の被保険者資格取得日は昭和 46 年 11 月 1 日となっている上、同事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届においても、申立人の被保険者資格取得日は同日となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所では、「厚生年金保険の適用事業所となった日以前に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と回答している上、同事業所に勤務していた同僚二人は、「申立人が勤務していたこと

は記憶しているが、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人の申立内容及びB医院の回答から判断すると、申立人が申立期間②において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば昭和47年12月1日に適用事業所となっており、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、健康保険の整理番号に記録されている申立人の被保険者資格取得日は昭和47年12月1日となっている。

さらに、当該事業所では、「厚生年金保険の適用事業所となった日以前に、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立事業所が厚生年金保険に加入したのは昭和47年12月からであり、従業員はその時から厚生年金保険に加入していると思う。」と供述している。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。